

# 農業委員会日常業務のQ & A (ver.2)

～ 農業委員会事務局における日常業務推進上の課題・問題点に対する  
具体的な取り組み事例～

全国農業委員会職員協議会

平成 1 9 年 1 2 月

# ～ 目 次 ～

## 農地関連業務関係

農地法等の法令業務の執行について……………	1
遊休農地対策について……………	3
農地利用集積対策について……………	5
その他……………	7

## 担い手関係

認定農業者の育成・確保、法人化について……………	8
品目横断的経営安定対策の推進について……………	11
その他……………	11

## 農業委員会の運営等

総会の運営について……………	12
農業委員選挙関係について……………	14
農業委員活動の活性化について……………	15
農地基本台帳の整備について……………	15
事務委任について……………	16
その他……………	16

参考資料……………	17
-----------	----

## 別添)「農業委員会業務・運営等の相談・連絡カード」

による相談(抜粋)……………	23
----------------	----

## 農地関連業務関係（ 農地法等の法令業務の執行について）

001

【課題・問題点】  
農地法3条第2項第8号に規定される「通作距離」について、法令上具体的な基準がなく判断に困っています。  
具体的にどのような基準を設けていますか。

【具体的な対応方法】  
車で1時間程度以内。  
車で2時間程度以内。  
距離で15km、時間で30分。  
距離で30km、時間で1時間。  
県内であれば、道路網の整備が発達しているので通作可能としている。  
隣接市町村を許可対象とし、隣接市町村を越える場合には、申請人の営農状況から判断している。  
耕作者や作物によっては遠距離通作も可能な場合もあることから、担当農業委員2名による聞き取り調査により申請者の状況を把握し、総会で決定している。

002

【課題・問題点】  
出作・入作の情報について、隣接する農業委員会との情報交換のとりきめ等について教えてください。

【具体的な対応方法】  
<特にとりきめはないが・・・>。  
事例の発生と同時に電話・FAXにて連絡を取り合っている。  
許可書・耕作証明書の写しを送付している。  
地域の農業委員会連絡協議会で定期的に情報交換を図っている。  
権利移動通知書を送付している。  
農業委員会事務局担当者会議等にて、情報交換を行っている。  
<県職協で取り決めており・・・>  
案件があれば「農地等権利移動連絡票」により、関係市町村農業委員会と情報交換を行っている。  
「市町村外農地台帳整備に関する事務処理要領」に基づき、出入作通知を送付している。

003 **New /**

【課題・問題点】  
市町村外（県外含む）の居住者など、農作業の常時従事や通作距離などの条件に明らかに問題がある者から「買受適格者証明願」の提出があった場合、どの様に対応されていますか。もし、証明できない旨の通知等を出された事例があるなら書式等をお示しいただきたい。

【具体的な対応方法】  
書類提出の段階で内容を確認し、常時従事や通作距離の要件からして適当でない場合は理解を求め、受理しない。  
管外居住者からの発行依頼に対して、当該農業委員会に状況確認を行い、問題がある事案については県と協議し「証明書を発行しない」との通知を行う【参考 参照】。  
栽培する作物によって通作距離を判断するが、遠距離の場合は、常駐（転入）し農業することを条件に証明している。  
事務手続きについては、通常の3条申請と同様に買受適格証明願の申請をしていただき、審議についても通常案件と同じ取扱いを行っている。落札後の手続きとして、落札者から3条申請が提出された時の会長決議で許可してよいかをあらかじめ審議している。また、許可できない場合はその旨を通知する【参考 参照】。  
農地部会委員で構成する調査委員会に願出人を呼び出し、耕作面積・労働状況・競売参加の目的・落札後の耕作予定等を審査し、適否を判断している。法第3条第2項に該当し、不適と判断されれば取下げしてもらう。取下げしないのであれば不適格通知を発送する【参考 参照】。

**【課題・問題点】**

農業生産法人からの定期報告（農地法第15条の2第1項）の状況が望ましくありません。このような生産法人に対してどのような対応をされていますか。

また、報告の結果、要件を満たさなくなる恐れがあり勧告（農地法第15条の2第2項）を行ったことのある場合の欠格事項はどのようなものですか。

**【具体的な対応方法】****<対応方法>**

定期報告がなされない場合又は遅れる場合には、電話で提出を促している。

文書と電話による催促。

要件を満たさなくなる恐れを把握した場合は、欠格事項について相談を行い、3年程度経過を見ながら指導をしている。

記入漏れや内容不明な事項があった場合は、電話確認の他、事務所に行って聞き取り調査をしている。

事業終了月近くになると、報告書の用紙を送り提出してもらうようにしている。

**<欠格要件>**

農外売上高が事業全体の売上高の1/2を上回ったケース。

法人形態・業務執行役員数。

**【課題・問題点】**

農地の所有者から農地を市に売りたい又は寄付したいという相談が多くありますが、他の農業委員会ではこの様な相談はありませんか。

また、市で農地を買い受け、有効利用されている様な事例はありますか。

**【具体的な対応方法】**

相談があり、市有財産を管理する所管課に確認したが、有効利用できないとの事由で断った。

町で買い受けるには相当な有効利用価値がある場合は検討するものの、それ以外の買い受けは困難。

小学校の体験学習用地としての寄付を受けた事例があり、農地法の3条により許可を受けた。米作り体験に利用されている。

**【課題・問題点】**

農地転用許可申請に伴う添付書類において、「必要書類があいまいである」との指摘を受けることがあります。他の農業委員会ではどのような書類の添付を求めていますか。

**【具体的な対応方法】**

植林など、長期間周囲に影響があると予想される場合は、隣接地の所有者の同意書の添付を求めている。

1000万円以上の事業の場合は金融機関の証明書、抵当権がある場合は転用に支障がないことの証明書。

農地法事務処理要領で定められている書類以外に、補足説明書、自治会の同意書、地区農振協議会の意見書、隣接農地所有者の承諾書、資材置場等事業計画書（資材置の場合）の添付をお願いしている。これらの添付書類については行政手続法に基づいて添付を公表しており、添付できない場合は理由を聞き取り、農地部会で審議している。

法人の場合（定款又は寄付行為・法人登記簿謄本又は抄本）、法人以外（土地登記簿謄本・地番を表す図面・位置図・付近見取図、配置図・平面図・土地改良区の意見書・土地所有者の同意書、耕作者の同意書・水利権者の同意書・漁業権者の同意書、その他関係権利者の同意書、他法令による許認可を了している場合はそれを証する書面）

**【参考 ~ 参照】**

**【課題・問題点】**

農地法の許可申請については、地区担当を設け現地確認を行っていますが、処理件数が多く巡回するのが大変です。さらに、合併でエリアが広がっていますが、他の農業委員会ではどのように対応されていますか。

**【具体的な対応方法】**

毎月委員2名（当番制）と事務局2名の4名で実施している。

地区担当を設け確認している。

農地部会に提案する事案については4班制の農地調査会を設け、一定規模（約1,000㎡）以上の場合には部会開催前に調査会担当委員による現地確認を行う他、転用事案について農地部会でビデオ映写を行い補足説明をしている。

## 農地関連業務関係（ 遊休農地対策について）

**【課題・問題点】**

不在村の遊休農地所有者に対する具体的な対策を教えてください。

**【具体的な対応方法】**

不在村の遊休農地所有者に対して、担い手農地情報活用事業を活用し、所有農地の今後の管理等について調査を行い、賃借または売買を希望された所有者についてはインターネット等により情報を公開している。

近辺での聞き取り調査および所有者の戸籍等から関係権利者を確認し、電話または文書にて当該農地の意向等について確認している。

文書・電話等により、草刈等のお願いをしている。

担い手バンクの紹介、農作業受委託等の紹介文書を同封し、文書にて適切な管理を促している。

親類縁者を介して、農地への復旧および賃貸借の設定を行うようお願いしている。

整備田であれば、土地改良区からの情報をもとに連絡をとり協議している。

雑草の繁茂等の苦情がある場合には、農政担当課から住所地の農政担当課へ依頼して指導をお願いしている。

**【課題・問題点】**

中山間地域などの条件不利地における遊休農地解消対策について教えてください。

**【具体的な対応方法】**

放牧による解消対策の実施。

高冷地野菜・花などの品質の充実を図ったブランドを立ち上げている（りんどう）。

荒廃防止のため、緑竹や梅等の植栽を奨励している。

県単事業を活用し、梅・柿・タラの芽の苗木を植栽した。

中山間地直接支払い制度の活用。

集落営農組織での耕作の推進。

市民農園の運営。

010

【課題・問題点】

指導を行っても、なお解消に取りかからない（指導に従わない）遊休農地所有者への対応について教えてください。

【具体的な対応方法】

現地の写真を付けて原形復旧するように文書通知。  
解消期限を入れた文書で指導している。  
特に優良農地であれば（農業振興地域）関係機関と連携を図り、行政指導をしている。  
農業委員による草払い実施の申し入れ。  
各種証明書を6ヶ月間発行しない。  
地権者へ趣旨の理解を求める（農業委員だけでなく、地元の人との協力を得る）。  
管理している人、もしくは親戚に電話等にて指導。  
所有者に対し、農業委員会総会に出席してもらい事情聴取を行う。  
地区担当委員による戸別訪問による指導。それでも改善されない場合は、税務担当課が宅地並み課税を行う。

011

【課題・問題点】

相続登記が未完了の農地が遊休化している場合、どのような対策を行っていますか。

【具体的な対応方法】

相続登記完了まで、家族または親族に対し、農地の保全管理（除草等）を依頼する。  
固定資産税の納税義務者（現所有者）に草刈り等をお願いしている。  
住民基本台帳や戸籍により相続人を調査し、対応できる人を探し指導する。  
発見したら総務課に連絡し、課税相談のうえで解消を図ってもらっている。  
相続人に連絡をする（地域の農業委員が相続人を知っている）。

012 **New /**

【課題・問題点】

市町村基本構想上で「要活用農地以外の農地」として位置付けられた遊休農地等に対して、どのような対処・指導等を行っていますか。

【具体的な対応方法】

植林転用への誘導。  
管理不適切な農地については、すべて文書等により指導を行っている。  
草刈り等による保全管理の依頼。

013 **New /**

【課題・問題点】

遊休農地の解消事例として、市民農園や試験作物、景観作物、放牧利用、植林等として有効活用されている事例を見かけますが、それぞれの活動を行う上でのポイントや留意点を教えてください。

【具体的な対応方法】

<市民農園>

町単独事業等による技術的指導の実施。  
居住地から農地までのアクセス・水道設備条件。  
農園周辺地域の理解を得ながら地域でも取り組んでもらう事が重要。小さな苦情（草の管理、農薬散布など）があるので、地域で調整をしていただける世話人の確保が必要となる。  
空き枠の利用者の募集・抽選、除草作業の実施。  
農園周辺の駐車場等の整備。

<景観作物>

除草作業等の管理の必要性（個人での取り組みは困難）。  
土地所有者との事前協議（あくまでも、遊休農地対策としてのモデル事業であることを充分理解してもらうこと。地区住民に農業委員会だより等を通じ周知する。各農業委員連携し、耕起・除草・播種等の作業を行い管理すること。

## <放牧>

近隣住民の理解。

水利汚染の心配の無い場所。牛の重さにより畦畔が多少損傷する可能性があることの説明。1ヘクタール当りに3頭放牧。周辺農地に有害鳥獣被害が無くなったとの事。

014 **New!**

### 【課題・問題点】

遊休農地解消に伴う重要なパートナーである地元農協等の関係組織や団体とは、具体的にどのような連携をとっていますか。

### 【具体的な対応方法】

ソーラー牧柵の設置の際に連携。

農用地利用改善事業を連携して進めることにより、エリア内の遊休農地の解消を図っている。

遊休農地対策プロジェクトの構成員として連携している。

市内各地区の耕作組合役員等に農政推進員として委嘱し農業委員とともに遊休農地対策活動をしている。認定農業者や規模拡大農家などの作り手を捜すに当たり、農業委員会だけでなく地元の事情に精通している農協にも依頼をしている。

遊休農地をインターネットで発信して耕作者を探す「農地流動化システム」を地元農協と連携して導入し、遊休農地の活用を図っている。

015 **New!**

### 【課題・問題点】

生産調整等による保全管理状態（休耕）の農地が、遊休農地化することが心配です。このような場合、どのような対応をとられていますか。

### 【具体的な対応方法】

保全管理の徹底を指導。

管理不良地は補助対象外であることや転作対象からの除外となる旨を指導している。

毎年春に農林課・農協・農業推進員と連携して管内の保全管理状況を確認し、遊休化している農家に対して保全するよう指導している。

景観作物等の栽培による保全管理。

産地づくり交付金を活用し、農作業委託に助成を行い、遊休荒廃農地の拡大を防止している。

全農家に対して草刈り等の農地の管理について通知している（班単位の回覧文書及びパンフレット）。

## 農地関連業務関係（農地利用集積対策について）

016

### 【課題・問題点】

散在している農地を団地化した事例がありましたら教えてください。

### 【具体的な対応方法】

担い手育成基盤整備事業の実施に伴い、営農改善組合を組織し、営農改善組合農地利用規定に基づき農地保有合理化法人を介し、ブロックごとの集団作付の団地化を実施している。

複数集落による農地利用改善団体の設立を通じて、担い手農家への団地化を図った。

法人化した集落営農組織が中心となり、地域に入っている担い手との調整後、集落内農地を団地化し、効率的な営農を進めた。

県営ほ場整備を実施し、農地を集約大型化し担い手へ集積。

交換分合事業（土地改良事業）の実施による農地の団地化。

017

【課題・問題点】

市町村を越えた農地流動化に対応するため、農業委員会間の広域連携ネットワークを組織している事例がありましたら、具体的な取り組みを教えてください。

【具体的な対応方法】

連絡協議会を組織し、定期的に情報交換を図っている。  
定期的に意見交換や農業委員の研修会等を実施している。  
農業委員会職員協議会を設置し、意見交換や交流会等を実施している。

018 **New /**

【課題・問題点】

意欲ある担い手や集落営農組織が活用している農地は問題ないが、効率が悪く取り残された農地の遊休化が問題となっています。このような農地の有効な活用対策の事例があったら教えてください。

【具体的な対応方法】

農業委員自ら借り受けた事例あり。  
市単独事業により抜根作業に対する助成金の交付。  
省力ができ、なおかつ消費者のニーズに対応できる作物栽培として山菜（ワラビ、コゴミ等）の試験栽培を小面積ではあるが委員会で行っている。

019 **New /**

【課題・問題点】

集落営農組織の設立と農地の集積を進めるあまり、昔から地域に根ざした小規模農家の農地の貸しはがれ現象が起っています。こうした場合の農地の利用調整においてどのように対処されていますか。

【具体的な対応方法】

既に締結し、効力が発生している契約について、契約期間を満了させたうえで集落営農組織に貸借するよう指導するなど、中途解約により現在の借り手に不利益が生じないよう事前の『予防』指導を行っている。仮に『貸しはがれ』が発生した場合、農業委員会では把握しているあっせん希望農地や、遊休農地の情報を借り手に提供する予定である。  
関係する集落の生産組合長が中心となって調整を行うが、場合によっては農業委員会・農協等も加わって調整を行う。  
集落営農組織の設立が進む中で、認定農業者から農地の貸し剥がしの懸念や実例があったため、集落営農組織設立を進めた農業振興センターを中心に集落営農と認定農業者の共存についての指導を行っている。

020 **New /**

【課題・問題点】

農地を貸したいと希望する人が、借りたいと希望する人より多くおり困っています。このような時には、どのようにあっせんを進めれば良いでしょうか。

【具体的な対応方法】

地区担当委員を通じて、借り手をさがす。  
認定農業者等、地域の担い手へのあっせんを勧める。  
標準小作料を基準として、出し手と受け手の両者が折り合いのつく価格を提示しながらあっせん。  
規模拡大志向農家が存在しており、農業委員が中に入りあっせんに務めている。  
個人情報に関係もあるので、貸したいと希望する農家から同意を得て、関係機関・団体への依頼や他農委事務局への情報公開で対応してはどうか。  
空き農地登録制度を活用し、農業委員の協力を求めている。

## 農地関連業務関係（その他）

021

### 【課題・問題点】

違反転用・不法投棄対策における具体的な取り組みについて教えてください。

### 【具体的な対応方法】

無断転用者から農地への復元計画の提出を期限を定めて求める。  
農業委員が担当地区を調査し、調査後、運営委員（会長、農地部会長など計6名）が農地への復元計画書等の提出を求めるなどの是正指導を実施。  
不法投機に対しては、農地パトロールに加え、市発行の広報誌やケーブルテレビによる呼びかけを実施。毎年立て看板を作成し、各地域の農業者に配布し、不法投棄防止に努めている。  
農地違反転用防止月間を設定し、パトロールを実施。  
都市計画課、建設課と合同で違反転用防止パトロールを実施。  
無断転用については県と町で現地調査を実施。造成中の工事はストップさせ、計画書の提出を求める。  
違反転用対策委員会を設置。  
農業委員会だより、パンフレット、ポスター等による周知・啓蒙活動および相談活動を実施。

022 **New /**

### 【課題・問題点】

農地の現況証明をしようとするケースで、申請地を含め周囲一体が山林化しており、当該申請地の境界線が申請人すら判別できないような場合（相続により住登外相続人が取得した場合等）での事務処理方法を教えて下さい。

### 【具体的な対応方法】

周囲から公図等によっておおまかな位置等が判断できれば証明可能だと思われるが、航空写真や課税資料等により判断を補足することも必要かと思われる。  
地元農業委員から地域の古老や山師等古くからの状況が分かる人に協力依頼。  
申請者に境界確定の立会いをしてもらい、現地の確定をしてもらう。  
申請地を含め周囲一体が山林化しているのであれば境界不確定に拘らず、申請地は当然山林化しているものと見なさざるを得ず、山林としての現況証明（非農地証明？）を証明せざるを得ないと考える。  
1筆1筆の境界は不明であるが、申請地を含め、付近一帯に農地は存在しないという趣旨で「非農地証明」を交付したことがある。  
土地家屋調査士による農地の境界を明確にすることが先決であると思われる。

023 **New /**

### 【課題・問題点】

近年、違反転用や不法投棄が多く見受けられるようになっていますが、他の農業委員会では、これらの事案を発見した時にどのような対応をされていますか。

### 【具体的な対応方法】

違反転用について、所有者等に改善するよう指導しても改善・復旧が認められない場合は、事務処理要領に基づき県へ報告書を提出している。  
不法投棄について、担当部署と連携して指導を行い、悪質な場合は県（農政部、保健所等）に報告を行い指導をお願いする。  
不法投棄について、土地の所有者等を確認して担当部局と連携して看板を設置し、期日までに撤去しない場合は警察に通告している。  
協力員（行政区長）を委嘱して適時情報提供をお願いし、発生を未然に防いでいる。  
現場の近隣住民等にできる限り聞き取りを行い、関係者の洗い出しを行っている。

## 担い手関係（ 認定農業者の育成・確保、法人化について）

024

### 【課題・問題点】

認定農業者の再認定を推進するために、どのような取り組みを行っているか教えてください。

### 【具体的な対応方法】

更新期限が迫っている旨の案内文書を送付している。

毎週木曜日を認定申請相談曜日として設定している。

市町村・JA・普及所と共同で戸別訪問を実施し、再認定に向けた要望等を確認する。

経営安定対策の実施等を踏まえ、農業委員を通じて認定を得ることのメリットをPRする。

認定農業者との懇談会を定期的の実施している。

認定要件（年間農業所得目標、年間労働時間）の緩和。

視察研修の開催や、農業委員・農業後継者との懇談会を開催し、認定農業者としての自覚・メリットを確認させて再認定に結びつけている。

025 **New /**

### 【課題・問題点】

集落営農の必要性が高まっている中で、経理の一元化の方法や農家への配当の不安など、特に慣れない管理を誰が担うのが課題となっており、組織作りが思うように進んでいません。何か良い解決方法や指導はないでしょうか。

### 【具体的な対応方法】

経理一元化に伴う農家の不安解消のため、JA及び新たな協議会等代行業務が行えるよう組織の設立について要望している。

担い手育成支援協議会事業においてトータルアドバイザーを設置し、集落型経営体研究会の研修等を実施している。

集落営農組織の事務委託を受け、農協が事務を行っている。

経理の一元化については、JAを中心として経理ソフトを開発し導入を図り、仕分けについてもJAで人的対応を図っている。

経理の一元化は、参加する農家の合意形成が済めばあとは容易に進む（経理を一元化のほうが有利であることを強調し理解をもらう）。経理の一元化したのちの経理に携わる者が研修等を通じて勉強しなければならない。集落営農の立ち上げと同時に、経理の基礎的研修も同時に進めること。

026 **New /**

### 【課題・問題点】

認定を受けて5年後の計画目標に達していない農家の中で、再認定を受けない農家がいる場合、何か良い対策はないでしょうか。

### 【具体的な対応方法】

目標に到達できなかった例もあるが、経営状況がある程度向上しているような場合には弾力的な運用を行っている。

認定農業者に係るメリットや国の政策等を説明し、継続した場合としない場合、さらに集落営農への参加も含めて説得している。

027 **New /**

**【課題・問題点】**

認定農業者の資質向上支援でどのようなことに取り組まれていますか。  
また、中山間地域で認定農業者等の担い手を確保している事例があったら教えてください。

**【具体的な対応方法】**

マーケティング等の生産現場の次のステップに目を向けた研修（生産から販売まで）の実施。  
市認定農業者協議会において、会員が戸別に取り組む研修への助成、会員を対象とした部門（作物）別の視察研修の開催や勉強会の開催等を実施している。  
認定農業者協議会主催のパソコン農業簿記講習会の開催。  
ダイレクトメールによる情報提供。  
認定農業者側のニーズをアンケート等により的確に把握する。それを踏まえて、情報提供・研修会の開催等の支援を実施していく。  
中山間地域においては、農地集積による土地利用型農業が困難であることから、施設型農業経営を志向している農業者を担い手として確保している。  
集落営農での取り組みを推進している。  
認定農業者が農用地利用集積計画に基づき新たに農地の権利取得をした場合に、助成金を交付して農地の集積を図っている。

028 **New /**

**【課題・問題点】**

認定農業者の代表組織等がない場合、農業委員会と認定農業者等との意見交換会をどのように実施されていますか。

**【具体的な対応方法】**

協議会の有無にかかわらず、少人数の分科会方式で多くの本音が聞ける雰囲気作りを心がけている。  
営農類型別に行っている。

029 **New /**

**【課題・問題点】**

認定農業者の新規及び再認定について、認定要件項目のチェック方法及び計画達成の確認をどのようにされていますか。

**【具体的な対応方法】**

所得と労働時間に重きをおいて数値的判断を審査会で行っている。  
認定審査会で認定チェックシート及び経営診断ソフト（県農業技術普及課）により内容を総合的に判断している。また、経営目標達成の確認については、再認定時に聞き取りとアンケートを行っている。  
基本構想の他に「市認定基準細則」を定め、関係機関を含めた構成員による審査会においてチェックを行っている。

030 **New /**

**【課題・問題点】**

認定農業者等の担い手への相談や加入推進をどのように取り組んでいますか。

**【具体的な対応方法】**

市農業担い手育成総合支援協議会を設立し、農林課内にワンストップ支援窓口を設置し対応している。  
認定農業者組織と連携し、加入推進を行っている。  
農協と連携し、対象者に対する制度等の説明を行っている。  
農業者年金については、パンフレットの送付や農業経営改善計画書の提出時等に家族経営協定について説明し、加入推進を図っている。  
農業委員の戸別訪問による加入推進。

031 **New /**

**【課題・問題点】**

認定農業者を緊急に育成するため、補助金・奨励金の交付やその他の支援策など、各市町村における取り組みを教えてください。

**【具体的な対応方法】**

認定農業者協議会へ町から補助金を交付し、経営改善研修(外部講師による研修)、自主研修活動(雑穀の生産・加工販売、野菜の水耕栽培)、専門部会活動(水稻直播研修、転作後の大豆栽培、自然環境米の栽培研修等)を実施。

町単独事業により、農機具及び農地等の取得に対して助成を実施。

認定農業者が、農用地の利用権設定を行った場合に、奨励金を交付している(賃貸借期間が6年以上のもの)。認定農業者が個人であるとき 10アール当たり10,000円、認定農業者が法人であるとき 10アール当たり5,000円。

パソコンを活用しての経営分析を行う認定農業者に対し、ソフト及び機器購入に要する経費に対して助成している。

農用地の流動化を促進し、農用地の有効利用と担い手の育成を図るため、認定農業者が利用権を設定した初年度に、利用権設定期間及び設定面積に応じて奨励金を交付している。

認定農業者の利用権設定で3年以上の賃貸契約は、10アール当たり8,000円の交付金を交付している。

032 **New /**

**【課題・問題点】**

集落営農の組織化・法人化の推進に係る情報提供活動をどのように取り組んでいますか。

**【具体的な対応方法】**

振興局・農業改良センター・JAなどと連携して、集落営農の組織化の見込みのある集落に対し座談会等を通じて重点的に情報提供を行っている。

各種資料等を郵送し、情報提供している。

農業振興センターを中心に農業振興センターだよりや農業委員会だより等により情報提供を行っている。モデル地区を選定し、そこでの活動の取り組みを見本として情報提供を行っている。

033 **New /**

**【課題・問題点】**

認定農業者等の担い手の確保・育成について、農業委員会と市町村部局の連携・役割(体制)はどのようになっていますか。

**【具体的な対応方法】**

認定農業者の認定・育成は農林政策課農業振興グループで担当。認定農業者連絡協議会事務は農林政策課農地グループ(農業委員会事務局を兼ねる)で担当。

市では、認定志向農業者の経営改善計画の作成及びフォローアップと農業委員会制度の普及・啓発及び認定志向農家の掘り起こし。農業委員会は、認定農業者の農地の利用等に関する支援を役割としている。

また、各地区ごとに農業委員による情報提供や必要時における農業経営改善に向けた指導等を適時実施。

## 担い手関係（ 品目横断的経営安定対策の推進について）

034

### 【課題・問題点】

認定農業者と集落営農組織との農地利用調整をどのように行っていますか。

### 【具体的な対応方法】

集落営農組織を計画している場合は、認定農業者と集落営農組織の代表者数名と話し合い、農地の取り扱い、競合が発生しないよう十分理解した上で実施するようにしている。

座談会を開催し、貸しはがしが生じないように指導している。

座談会でその地区の特性や方向性を把握し、その上で認定農業者型か、集落営農型かを決めて利用調整を行っている。

035 **New /**

### 【課題・問題点】

特定農作業受託の取扱いについて、小作料相当額や農地基本台帳等での管理はどのようにされていますか。

### 【具体的な対応方法】

受委託料については、町の標準農作業賃金並びに機械利用料金表を参考とするようお願いしている。

品目横断的経営安定対策における特定農作業受委託については、農政課にて管理している。

本市では、特定農作業受託において、それぞれの農作業別に受託作業標準額を定めている。これは農業委員会の申し合わせの標準額なので、地区の慣習や作業の内容等により適宜実施。

台帳での管理はしていないが、耕作証明書の申請時に、作業受委託契約書をもらい保管している。

## 担い手関係（ その他）

036 **New /**

### 【課題・問題点】

認定農業者の認定後の営農確認について、具体的にどれほどの期間でどのような方法で行っていますか。  
また、基本構想の収入目標に遠く及ばない認定農業者について、明らかに努力の見られない者について、どのタイミングで取り消しを行っていますか。

### 【具体的な対応方法】

再認定時と3年後にフォローアップ活動として、支援マネージャーが個別に面談し、状況確認を行っている。なお、明らかに努力が見られない者については、再認定時の面談の際に引き続き認定農業者となることは難しい旨を説明し、再認定申請を出さないよう指導している。

基本的に更新時において、JA等の協力を得ながら帳簿、売上高を確認する。

再認定時、3年目、5年目にアンケートにより確認している。

認定後3年目に、担い手育成協議会でフォローアップを行い、振興センター及び町農政担当者が認定農業者と面談する。

意欲の見られない認定農業者については、事情を十分把握した上で、5年後の再認定時に再認定しないなどの措置を講ずることとしている。

**【課題・問題点】**

新規就農者の確保と育成・支援に対する取り組みを教えてください。

**【具体的な対応方法】**

新規就農希望者に対して、あっせん申し出のあった農地情報を提供している。

新規就農者の受け入れと定着を図るため、市が研修施設として「総合営農指導センター」を整備しており、最長2年間同施設において研修を行える体制を整備している。

農政課でニューファーマー育成支援事業により新規就農者の技術支援、農地等の賃借料、営農経費に対する助成を行っている。

農業委員、生産組合長等からの情報に基づき、関係機関との連携を図り、技術支援や各種情報提供を行っている。

地元農業委員から情報を得て新規就農者を把握し、新規就農者激励会を開催している。併せて家族経営協定の合同調印、記念講演会を開催し、働きやすい環境の整備や今後の営農の参考にさせていただいている。

県の研修支援事業を活用し、就農する見込みの研修生を受け入れている農業者に研修費用（月額10万円上限）を補助。その他、担い手協議会において就農の相談に乗り、情報提供等を行っている。

新規就農者育成事業にて研修生に月額10万円の助成金の支給。住居情報の提供、就農時に農地の斡旋。

市単独事業と、一定の要件を満たす新規就農者に50万円を交付する「農林漁業後継者奨励条例」がある。

JAと共同で農業後継者育成対策協議会を設置しており、当協議会に加入した新規就農者に対し、新規就農祝い金として一人につき5万円を渡している。

## 農業委員会の運営等（ 総会の運営について）

**【課題・問題点】**

総会において、どのような内容（おもに法令業務以外）の議案を取り上げていますか。

**【具体的な対応方法】**

建議・要望に関する事項

諮問についての審議

遊休農地・違反転用対策について

水田農業ビジョンおよび産地づくり計画書

認定農業者・青年農業者・女性経営アドバイザー・指導農業士などの認定に関する意見聴取

中山間地域での農業振興方策

各種要望書の提出について

鳥獣害対策

総会終了後、各種研修・協議を実施（品目横断的経営安定対策、農地・水・環境保全向上対策、その他農業全般に関する事項）

**【課題・問題点】**

毎月の総会開催期日を原則、毎月最後の金曜日と決め、また許可申請の出された案件の現地調査は、事務局が一括スケジュール表を作成し、担当地区委員と事務局職員とで実施しているが他の農業委員会ではどのようにされていますか。

また、申請された案件について、総会で事務局からその内容を説明するが、質問が少ないように感じています。他の農業委員会ではどうですか。

**【具体的な対応方法】**

当委員会は、部会制をとっており、毎月20日前後に開催している。また、地区調査会を設置していて、現地調査を部会開催前に行っている。

毎月の部会、農地調査会等の日程は年度当初に作成している。また、農地部会に諮る前に調査会を開き議案調査・現地調査を行い、農地部会ではビデオ等を使用し詳細に説明している。

040 **New /**

**【課題・問題点】**

選挙委員20名以下の農業委員会における部会の設置状況はどの様になっていますか。  
また、当該部会にてどのような事務処理をされていますか。

**【具体的な対応方法】**

総務小委員会（6名 / 農地相談関係、予算関係、行事関係 他） 農地小委員会（6名 / 農地等の流動化対策関係、農地等転用及び違反転用関係、農地等のあっせん関係、農地等の利用集積関係、標準小作料関係 他） 農政小委員会（7名 / 農業振興事業推進関係、農業後継者対策関係、建議、要望関係、農作業労賃関係、農業の啓蒙、宣伝関係 他）  
生産基盤整備委員会（6名）、 経営近代化促進委員会（6名）、 流通対策委員会（7名）  
農政部会（6名 / 農業委員会行政方針の作成等） 農地部会（6名 / 農地パトロールの実施等）  
農地調整部会（農地パトロールの計画・実施等） 農政企画部会（よるず相談会の計画・実施、広報誌の作成等） 担い手育成部会（認定農業者との意見交換会の計画・実施、認定農業者の個別面談・訪問への随行等）を実施している。

041 **New /**

**【課題・問題点】**

農業委員会選挙人名簿の調製については、最終的には市町村選挙管理委員会の任務になりますが、当市では実質的に農業委員会事務局が行っています。他の市町村ではどの様になっていますか。

**【具体的な対応方法】**

農業委員会は提出された登載申請書を審査し、選挙管理委員会に意見を付して提出するが、それ以外は選挙管理委員会にて行っている。  
実質的に農業委員会が行っている。

042 **New /**

**【課題・問題点】**

農業委員会の会議は法律で公開することとなっていますが、審議にあたっては、文書等では公開が制限されるべき個人情報も審議されますが、傍聴への対応について何か工夫されていますか。

**【具体的な対応方法】**

総会の開催前に農業委員協議会（非公開）を開催し、個人情報を含む許可申請の内容を説明する。その後の総会では、許可申請等の審議において許可申請等の内容説明は行わず、担当農業委員からの現地調査の結果報告及び質疑である。  
個人情報に係る部分は「記載のとおり」と説明している。  
総会では個人名等の個人情報を伏せており、傍聴されても心配ない。

## 農業委員会の運営等（ 農業委員選挙関係について）

043

### 【課題・問題点】

選挙人名簿登載申請書の配布・回収方法はどのようにされていますか。

### 【具体的な対応方法】

郵便による配布（調査票・返信用同封）・回収  
農業委員および職員による配布（回収は郵送）  
区長による配布・回収  
公民館長による配布・回収  
農事組合長による配布・回収  
総務課（選挙管理委員会）にて広報誌と一緒に配布  
農業委員会だよりと一緒に配布し、回収は持参、郵送もしくは支所・出張所、サービスセンターに提出  
配布は選挙管理委員会、回収は農業委員会  
行政協力員による配布・回収  
農業委員協力員による配布・回収  
市が依頼した申請指導調査員が個別に申請書を持って訪問し、記入後回収  
農協と事務委託契約を結び、配布・回収

044 **New /**

### 【課題・問題点】

農業委員会の選挙による委員の選挙権および被選挙権の要件として、「10a以上の農地につき耕作の業務を営む者の同居の親族またはその配偶者であって、年間おおむね60日以上耕作に従事していると農業委員会が認めた者」とあります。

この稼働時間が何時間をもって1日と計算するかは社会通念により判断するとなっておりますが、各農業委員会の取扱いはどうなっていますか。

### 【具体的な対応方法】

基本的に本人の申告を尊重するが、可能な限り農業委員による確認をお願いしている。  
8時間を目途にしている。  
必要な作業を行っていれば1日と見なしている。

045 **New /**

### 【課題・問題点】

個人情報保護法の施行により、農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の発送・回収事務が従来の方法（組合長、区長、公民館長等）では難しくなってきました。

個人情報保護の観点から、どの様な形態で行うのが良いと思われますか。

### 【具体的な対応方法】

農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の発送・回収については、郵送又は農政推進員に依頼し行っているが、農政推進員に依頼する場合でも申請書は封書に入れる等郵送の場合と同様の取り扱いにより行っている。

発送は行政区長を通じて行うが、回収は個人で提出してもらっている。

## 農業委員会の運営等（ 農業委員活動の活性化について）

046

### 【課題・問題点】

農業委員会事務局として、農業委員の活動を推進するためどのような取り組みをされていますか。

### 【具体的な対応方法】

地区協議会を定期的開催している。  
農業委員と市長（農林部長）との意見交換会を実施。  
ホームページを作成し、市民へ情報提供している。  
業務分担基準を作成している。  
遊休農地対策、担い手状況、農業政策方針等の説明会など、農業全般に関することの勉強会を開催している。  
総会終了後に、各種研修を実施している。  
活動記録ノートの提出を義務付け、総会で活動状況を報告してもらっている。  
各種パンフレット・書籍の配布による知識向上。  
年間活動計画目標の制定と活動役割分担表の作成。  
農業委員会主催の事業を実施するなど、農業委員が活動する機会を作っている。  
地域の祭り・イベント等への参加。  
専門委員会（特別委員会・企画委員会・編集委員会・違反転用対策委員会・食育推進委員会等）の設置。  
先進地視察の実施。

## 農業委員会の運営等（ 農地基本台帳の整備について）

047

### 【課題・問題点】

農地基本台帳の整備（特に世帯員及び就業状況・営農状況・経営意向・農機具の保有状況の把握）はどのようにされていますか。

### 【具体的な対応方法】

各種、許可・証明等の際に確認・修正。  
住民基本台帳・固定資産税課税台帳との突合にて更新。  
戸別訪問による調査・更新。  
選挙人名簿の登載申請時に調査・更新。  
郵送によるアンケート調査の実施。  
農業委員による報告。  
8月1日調査（小作地所有状況一斉調査）の補足調査で確認。  
主な農機具の所有の状況は、利用集積計画書により随時入力。

048 **New /**

### 【課題・問題点】

水田管理台帳と農家基本台帳との整合性はどのようにされていますか。

### 【具体的な対応方法】

水田管理台帳は、毎年転作確認終了後のデータを電子媒体で提供してもらって（エクセルデータ）農地管理の参考にしている。ただし、必ずしも農地基本台帳と一致するものではないので、遊休農地等の現況確認や耕作者の確認等、あくまで参考データとして活用している。  
品目横断等に関する証明で不一致が散見されるが、その都度登記簿確認や現地調査で整合性をとっている。  
水田管理台帳とは性格が違うため特に照合はしていないが、樹園地の確認や利用権設定の期間満了後の農地法の申請、経営基盤法による申請があれば、データを水田担当へ渡し台帳整理を行っている。黙示更新についての確認資料として使用することはある。  
農地法の申請、経営基盤法による申請があれば、データを水田担当へ渡し台帳整理を行っている。

049 **New /**

**【課題・問題点】**

農地基本台帳の整備において、世帯員及び就農状況、営農状況、経営意向の把握はどのようにされていますか。

**【具体的な対応方法】**

年に1度、各農家より「所有地及び耕作地に関する申告書」を提出していただき把握している。アンケート調査により把握に努めている。

## 農業委員会の運営等（ 事務委任について）

050 **New /**

**【課題・問題点】**

事務委任を受けている農業委員会において、委任前に比べ良かった点、苦慮している点を教えてください。また、事務委任を受けるにあたり留意すべきことは何ですか。

**【具体的な対応方法】**

**<良かった点>**

各事務処理の迅速化が図られた。

細かい部分において融通が利く。

受付から審議までの時間が増えたので事務処理に余裕ができた。

事務委任を受けて業務を進めているほうが、農業委員の目や多数の意見を聞くことができるため、判断材料が多くなって、より適正な許認可事務や指導が行えると思われま

す。

職員数の確保。

**<苦慮している点>**

農地法等関係法令の知識が求められる。

農地法4・5条においては、違反転用者への公正な指導。

**<留意点>**

行政委員会としてのスタンスを確保するためには、市町村としての政策判断が必要な業務については受けるべきではないと考える。

市民サービスの向上を図るべく、適正な事務処理手順・窓口対応等が求められる。

県に内規があると思われるので、事前に十分なる協議を行うべき。

最終判断を下さなければならない（全責任がかかる）。

市町村合併により職員が半減する中、事務委任に対しても財政的支援を含め十分配慮されるべきである。

## 農業委員会の運営等（ その他）

051 **New /**

**【課題・問題点】**

農業委員会事務局の専任職員が不在または少数であった農業委員会において、専任職員の設置や増員に結びつけた事例はありますか。

また、その際の取り組みを教えてください。

**【具体的な対応方法】**

市は本庁・8地域局の構成となっており、特に事務量で職員が不足している2地域局で2名の増員が図られた。市町村合併により従来の農委職員が半減する中、明確に人事担当へ訴えた結果と思う。

農委発第 号  
平成19年4月 日

(証明願提出者氏名) 様

市農業委員会  
会長

買受適格証明願について

平成 年 月 日付で買受適格証明願があったことについて、買受適格者として認められないため、証明書は交付しません。

### 競売農地の買受適格証明願

競売土地が農振農用地の場合・・・農地法第3条の許可申請  
農振農用地以外の場合・・・農地法第3条の許可申請又は第5条の許可申請

#### ● 市民が農地で取得する場合（市許可）

《申請受付期間》

適格証明願  
2部

・・・農地法第3条の許可申請書（写）、  
添付書類（写）を同時に提出

農業委員会

・・・農地法第3条案件の審議

証明書交付

《裁判所で落札後》  
（随時）

- ・ 期間入札調書（競落通知書）（写1部）
- ・ 農地法第3条の許可申請書（正2部）
- ・ 添付書類（正）を農業委員会に提出

農地法第3条の許可

#### ● 市民以外が農地または転用目的で取得する場合（県許可）

《申請受付期間》

適格証明願  
3部

・・・農地法第3条（5条）の許可申請書  
（写）、添付書類（写）を同時に提出

農業委員会

・・・農地法第3条（5条）案件の審議

県に進達

・・・農地法第3条（5条）案件の審議

証明書交付

《裁判所で落札後》  
（随時）

- ・ 期間入札調書（競落通知書）（副2部）
- ・ 農地法第3条（5条）の許可申請書（正・副）
- ・ 添付書類（正・副）を農業委員会に提出

県に進達

農地法第3条（5条）の許可



農地の移動等許可申請書及び添付書類一覧表

項 目		農地売 法買 第・ 3賃 条借	農地自 法己 第・ 4転 条用	農地売 法買 第・ 5賃 条借 転用	農地合 法意 第解 3約 条	農促 業進 経法 営に 基よ 盤る 強も 化の	備 考
		必要な書類					
申 請 書	農地法第3条(様式A)	3(4)					申請用紙は農業委員会から
	” (様式B)	1(2)					同 上
	農地法第3条(様式A)		3(4)				同 上
	” (様式B)		2(3)				同 上
	農地法第3条(様式A)			4(5)			同 上
	” (様式B)			2(3)			同 上
	農地法第20条通知書				1		同 上
農用地利用集積計画書					3	同 上	
添 付 書 類	土地登記簿謄本	○	○	○		○	地方法務局(出張所)
	住民票謄本(取得者)	○	○	○		○	町外者のみ
	位 置 図		○	○			5万分の1の地図に表示
	案 内 図		○	○			住宅地図等の写しに表示
	字 限 図		○	○			法務局又は町民税務課から
	隣地の同意書		△	△			隣接地所有者の同意書
	縦横断図		△	△			切り盛り部の縦横断図
	土地利用計画図		○	○			建物等の面積・位置・建物間の距離表示
	建物平面図		○	○			間取り・間口・奥行き等の距離・面積を表示
	排水計画図		○	○			排水施設・排水経路・排水先を明示
	土地改良区意見書		○	○			土地改良区内の農地の場合
	被害防除計画書		○	○			用紙(様式4号)は農業委員会から
	補足説明書		○	○			用紙(様式5号)は農業委員会から
	抵当権者の同意	○	○	○	○		権利設定のある場合
	賃貸借契約書	○		○			用紙は農業委員会から
	耕作証明書	○				○	居住地の農業委員会(町外者が取得する時)
合意解約書				○		用紙は農業委員会から	
申請時確認書		○	○			農業委員会で確認する	
部数	1(2)	2	2	1	1	( )内の数値は※を参照	
<p>※ 農地法第3条で、農地を取得する者が町外在住者の場合は1部多く必要です。          ☆ その他に、必要と認められる書類を提出していただく場合があります。          又、法人の場合は別に書類が必要となります。          ○印は必要書類、△印は申請内容に応じて添付するものです。</p>							

【3条】

申請書・添付書類及び添付順

項目	3条			備考
	市許可	県許可 *2 (譲受人が市外の場合)		
申請書	様式1-1(正)2部 様式1-2(正)1部	様式1-1(正)2部 様式1-2(正)2部		
委任状 *1	正	正	副	行政書士等の代理人が申請等を行う場合
確認書	正	正	副	行政書士等の代理人が申請等を行う場合
住民票(譲受人等)	正	正	副	譲受人の場合:世帯全員記載のもの 譲渡人の場合:譲渡人のみもの
定款	正	正	副	農業生産法人取得の場合
履行事項全部証明書(法人登記簿)	正	正	副	農業生産法人取得の場合
全部事項証明書(土地)	正	正	副	土地登記簿謄本
位置図1/10,000程度	—	副	副	申請地(黄色)・道(赤)・水(青)
案内図(付近近況図)	副	副	副	* 公図写しは、申請地に隣接する土地の地番・地目を記入
公図写し	副	副	副	* 同居親子間での所有権の移転、権利の設定の場合は案内図・公図は不要
耕作証明書	—	正	副	居住地の農業委員会発行
戸籍又は除籍の謄本及び相続放棄申述受理証明書等	正	正	副	相続登記が未済の場合
土地所有者の同意書(小作人の権利移転のとき)	正	正	副	小作地の権利移転の場合
小作人の同意書(小作人がいる農地を第三者に移転する場合)	正	正	副	小作人がいる農地を第三者に移転する場合。申請前6ヶ月以内に同意した書面
競売期日の調査・遺言書	正	正	副	単独申請の場合
農業生産法人資格説明書	正	正	副	農業生産法人取得の場合(様式1-6)
農業経営受託規程、農業経営計画書	正	正	副	農協取得の場合
農地保有合理化促進事業実施規程	正	正	副	農地保有合理化法人取得の場合
事業実施計画書	正	正	副	不許可法人の取得の場合
用水組合員の資格異動届	正	正	副	申請地が土地改良区内で、経営移譲の場合
農地使用貸借契約書	正	正	副	経営移譲年金受給に伴う申請の場合
経営移譲における農業経営についての取決書	正	正	副	管理者カード(写し)を添付する場合は不要
諸名義の変更等を速やかに行うことの申立書	正	正	副	
経営移譲に伴う諸名義の変更等に関する確認書類	正	正	副	
その他	正	正	副	必要と認めて提出を求めた場合

\* 1 申請書の提出、許可書の受領が代理人の場合は委任状(正のみ)を添付してください。

\* 2 譲受人の居住地が市外の場合は自宅から申請地(耕作地)までの経路、通作時間、通作距離を地図上に記してください。

\* 副はコピーしたものになります。

\* 各機関発行の証明書等はおおむね6ヶ月以内のもの。

\* 受付期間は、毎月6日～10日です。ただし、10日が休祝祭日の場合は翌日の平日になります。

申請書・添付書類及び添付順

項目	4条・5条				備考
	4条		5条		
申請書	様式3-1(正)2部 様式3-3(正)2部		様式3-2(正)2部 様式3-3(正)2部		
委任状 *1	正	副	正	副	行政書士等の代理人が申請等を行う場合
確認書	正	副	正	副	行政書士等の代理人が申請等を行う場合
住民票(譲受人等)	正	副	正	副	譲受人の場合:世帯全員記載のもの 譲渡人のものが必要な場合:譲渡人のみの一部のもの
定款	正	副	正	副	法人取得の場合
履行事項全部証明書 (法人登記簿)	正	副	正	副	法人取得の場合
全部事項証明書(土地)	正	副	正	副	土地登記簿謄本
位置図1/10,000程度	副	副	副	副	申請地(黄色)・道(赤)・水(青)
案内図(付近近況図)	副	副	副	副	*公図写しは、申請地に隣接する土地の地番・地目を記入
公図写し	副	副	副	副	
配置図及び排水計画	副	副	副	副	
資金調達証明書	正	副	正	副	残高証明、融資証明等
宅地建物取引業者免許証	副	副	副	副	
農地復元計画書	正	副	正	副	一時転用の場合:事業完了状況報告を提出する際は転用前・転用後の写真を添付 土砂採取等の場合
平面図・縦横断面図	副	副	副	副	土砂採取等の場合(縦断面…南北、横断面…東西)
関連許認可・届の写し	副	副	副	副	
土地改良意見書	正	正	正	正	土地改良区
戸籍又は除籍の謄本及び相続 放棄申述受理証明書等	正	副	正	副	相続登記が未済の場合
土地所有者等の同意書	正	副	正	副	所有権以外の権限に基づいて申請する場合(仮登記等)
競売期日の調査・遺言書	正	副	正	副	単独申請の場合
事前審査	正	副	正	副	農林水産大臣の許可権限に係る申請の場合
その他	正	副	正	副	必要と認めて提出を求めた場合

- \*1 申請書の提出、許可書の受領が代理人の場合は委任状(正のみ)を添付してください。
- \* 副はコピーしたものになります。
- \* 各機関発行の証明書等はおおむね6ヶ月以内のもの。
- \* 受付期間は、毎月6日～10日です。ただし、10日が休祝祭日の場合は翌日の平日になります。

別添

## 「農業委員会業務・運営等の相談・連絡カード」 による相談（抜粋）

農地関連業務関係・・・・・・・・・・・・ 1

担い手関係・・・・・・・・・・・・・・ 2

## 農地関連業務関係

001 **New /**

### 【質問】

外国人の農地取得について規制はありますか。また、日本国籍を有した外国人の場合はどうなりますか。今、外国人との結婚も多くなっています。その場合、外国人花嫁（妻）が相続で農地を所有することについての課題等があれば教えてください。

### 【回答】

外国人の本邦にある不動産若しくはこれに関する権利の取得については、外国為替及び外国貿易法に規定がありますが、居住者については特にありません。また、農地法では外国人であるということで農地の権利取得を制限しておりませんので、居住者が農地の権利を取得する場合は、国籍の有無に関わらず農地法第3条第2項の許可基準に基づき農業委員会（又は都道府県知事）が許可又は不許可の判断をすることとなります。

また、配偶者（外国人）が農地を相続することについては、民法の規定によることとなります。

仮に、妻が出身国に帰るなどして不在村の農地所有となった場合には、農地の遊休化を防ぐために、農地の売買や貸借を薦めるなどして農地として有効活用されるよう対策を講じることが重要であると考えられます。

002 **New /**

### 【質問】

農地転用許可を受けた業者が許可後に転用許可事由と異なる状況で農地を使用し、付近住民から苦情が出ています。

これに対し、県の地域振興局は立ち入り調査を実施する予定であり、農業委員会と土地改良区に「それぞれの立場から立ち入り調査を実施して欲しい」と連絡がありました。農業委員会は立ち入り調査を行うことはできるのでしょうか。

また、立ち入り調査を実施する場合、農業委員会の総会等で調査を行う委員および職員を指名した方が望ましいと業務推進マニュアルにありますが、職員だけでもいいのでしょうか？

### 【回答】

農業委員会は、所掌事務を行うため必要があるときは、農地等の所有者、耕作者その他の関係人に対し委員若しくは職員に農地等に立ち入らせて必要な調査をさせることができる（農業委員会法第29条）こととなっていることから、違反転用に係る立ち入り調査を行うことは可能です。

また、立ち入り調査を行う者の指名については、職員のみでも、委員と共同でも構いませんが、立ち入り調査を行うにあたっては、会長が発行する身分証明書を必ず携行しておかなければなりません（農業委員会法第29条第2項）。

なお、「農地等転用関係事務処理要領の制定について」（昭和46年4月26日農地B500、農林省農地局長通知）において違反転用に対する農業委員会の対応が記されており、農業委員会は、違反転用事案を知ったときは都道府県知事に速やかに報告することとなっており、都道府県知事は、違反転用事案を知ったとき又は農業委員会から報告を受けたときは、違反転用者に対し工事その他の行為の停止等を勧告し、併せて農業委員会にその旨を通知することとなっています。その後、農業委員会が都道府県知事からの通知を受けたときは、その処分または命令が遵守履行されるよう違反転用者を指導することとなっています。

003 **New /**

### 【質問】

現在、国においては行財政改革の一環にて不必要な国有地の売却処分を進めていますが、当該物件が農地（現況）の場合において、総合的な有効利用を図る視点から市が一括して買い受けし、買い受けた農地を複数の農家の方に賃貸借等により貸付を行い、農家の方々が各々得意な農作物を作付けする形態に係る解釈は下記のとおりで良いでしょうか（農地保有合理化法人の活用除く）。

農地法第3条においては「国又は県の権利取得は可」となっていますが、市町村の記載は無く、農地法施行令第1条の6第2項においては「地方公共団体が権利を取得しようとする農地を公用又は公共用に供すると認められること」との表現となっていることから、上記の扱いにおける農地の取得は不可能である。

農地法第7条第1項第2号において「国又は地方公共団体が公用又は公共用に供している小作地」との表現から、これ以外の貸付（小作地）は行ってはならない。

### 【回答】

解釈のとおりです。

農地の売買等の許可の基準は農地法第3条第2項にて定められており、法人の農地の取得については、農業生産法人及び農業経営基盤強化促進法の特定法人以外の法人は政令で定める相当の事由がある場合等を除き、許可はできないこととされています。

市町村も法人であり、したがって、「政令で定める相当の事由」がなければ農地の取得が認められません。市町村についての「相当の事由」としては「公用または公共用に供する」場合とされており（農地法施行令第1条の6第1項第2号）、市町村の事務または事業の用に供する場合（学校の実習農場や試験圃場、街路樹用の樹苗圃など）や市町村が一般公衆の利用に供する場合（住民の飼育する家畜の公共牧場など）が該当すると考えられます。

この他、市町村が農地を取得して貸しつけることができる制度としては、特定農地貸付法又は市民農園整備促進法に基づく特定農地貸付け（市民農園）として都市住民等に貸しつける場合と農業経営基盤強化促進法に基づく特定法人貸付事業として一般の株式会社等に貸しつける場合があります（いずれも小作地の所有制限の適用除外）。

## 農業委員会の運営等

004 **New!**

### 【質問】

市農業委員会は、平成20年4月28日が任期切れ、改選となります。市は、平成17年1月1日の合併に伴い、16の選挙区を設置し選挙による委員40人をおおむね選挙人の数に比例し各選挙区に定数として割り振っています。

そこで、平成20年4月の一般選挙に向けて、施行令第5条に規定する選挙区基準に基づき各選挙区を点検したところ農地面積、基準農業者数とも選挙区基準を満たしていると判断されましたが、選挙区は現状16選挙区のままとするも、選挙区における定数は選挙人の数の変化に伴い変更するため、関係条例を改正しなければなりません。

農林水産事務次官通達「農業委員会等に関する法律施行令の一部改正について」（平成10年5月20日付10農経A685）記の第3の2の(2)定数の設置について、の中に「農業委員会の規模区分を決定する根拠である区域内の農地面積と基準農業者数については、基本的には農業委員会自身が判断するものであるが、当然のこととして、その判断は客観的かつ正確な資料に基づく必要がある。」とありますが、この次官通達を選挙区の設置と選挙区の定数について準用し、次のように対応してよろしいでしょうか。

農業委員会自身の判断については、農業委員会の総会や部会の決定としないで、農業委員全員の自主的な集まりにおいて、協議し了承するものとしたい（【理由】条例は市長が提案し、議会が賛否を決定するものであるため、農業委員会において「決定」議決をしてしまうことは、市長の提案、議会の審議に拘束的な意味を持つと懸念されることから、次官通達の「農業委員会自身の判断」は、「農業委員会が任意の会議を開催し了承するもの」であると理解したい。）。

客観的かつ正確な資料については、農地面積と基準農業者数は、条例提案時期（12月議会）とその準備・手続きを勘案し、平成19年6月現在の農家農地基本台帳によることとする。選挙区における選挙人の数は、条例提案時期と改選期日・選挙日程を勘案し、平成19年3月31日確定の選挙人名簿によることとする。

### 【回答】

選挙による委員定数の設定にあたっては、政令で定める基準に従い、40人を越えない範囲内で条例で定める（農業委員会法第7条第1項）こととなっています。よって「農林水産事務次官通達「農業委員会等に関する法律施行令の一部改正について」記の第3の2の(2)定数の設置について」にて「農業委員会の規模区分を決定する根拠である区域内の農地面積と基準農業者数については、基本的には農業委員会自身が判断するものであるが……」とありますが、その判断について農業委員会法上、特に農業委員会の総会や部会において諮る必要があるとの規定はありませんので、農業委員会の自主的な集まりにおいて協議し、了承することで問題はないと思われます。

選挙による委員定数の基準となる農地面積又は農家世帯数（基準農業者数）は、いずれも選挙委員の定数条例を定めるとき（又は変更するとき）の時点において、当該市町村の有する最新の統計資料により算出すべき（全国農業図書『農業委員会法の解説』41ページ3行目）とされていますので、条例制定の準備等を踏まえた上で平成19年6月現在の農地基本台帳が市町村が有する最新の統計資料であれば、問題はないと思われます。

また、選挙人の数については、条例制定時における選挙人名簿によって選挙人の数を算定することが妥当である（全国農業図書『農業委員会法の解説』51ページ14行目）と考えられることから、平成19年3月31日確定の選挙人名簿によって算定して問題ないと思われます。

**【質問】**

A市は来年の1月1日をもってB町と合併しますが、農業委員会等に関する法律第34条第2項の規定に基づき、区域を2つに分けて「A市農業委員会」と「A市B地区農業委員会」として2つの農業委員会を設置する予定です。

各農業委員会の規定等の改正を要する場合、合併後開催する各農業委員会の総会で行うことが原則ですが、合併後総会を開くとすると早くとも1月4日になり、合併期日の1月1日から空白期間が生じてしまいます。

合併することの総務大臣の告示（19年4月16日付けの官報）後の農業委員会総会（予定では平成19年12月中）で改正（合併日施行）することは可能でしょうか。

**【回答】**

市町村合併に伴い必要な農業委員会の規定等の改正については、合併日当日かそれ以降に開かれる農業委員会総会にて行うことが一般的です。

しかし、ご照会の件では農業委員会法第34条第2項を適用し、編入合併後も従前の農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会を設置することですので、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となって引き続き存続することになります。

よって、新市町村の組織条例・規則等で編入される市町村の農業委員会の存続が決まっており、農業委員会法第34条第2項を適用することが明らかであるのであれば、合併日以前に農業委員会の総会で規定等の改正を行い、合併日をもって施行するとすることも可能であると考えられます。

なお、2以上の農業委員会の設置についての判断は市町村長が行うこと、新市町村の条例等に抵触する規定は無効となることなどから、事前によく市町村の法令担当者等と調整を行っておくことが必要です。

**【質問】**

議会が議員発議で定数削減を行うことになり、市長が選挙による農業委員の定数削減を検討しています。

そこで、この農業委員の定数削減条例に、市長に対して農業委員会が反対する場合の意見・要望を行う法的根拠を教えてください。

**【回答】**

選挙による委員の定数削減に反対するため、農業委員会法（以下、法）第6条第3項を根拠として建議することは可能です。

一方、選挙による委員の定数の設定に当たっては、法第7条において政令で定める基準（法施行令第2条の2）に従い、40人を超えない範囲内で条例で定めることになっています。その際、当該市町村の農地面積や農家世帯数、その他、農業委員1人当たりの管轄面積等を勘案し、農業委員会活動の遂行に支障を来すことの無いように定数を定めることが必要です。

**【質問】**

選挙区を複数設置した場合の選挙委員定数の算定について教えてください。

**【回答】**

選挙区を設けた場合は、各選挙区において選挙すべき農業委員会の選挙による委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して条例で定めることとなっています（委員会法第10条の2第3項）。

ここで、配当の基準となる「選挙人」とは、選挙権を有する者という意味で用いられているものと考えられ、選挙区に委員の定数を配当する条例の制定時における選挙人の数を正確に把握することは容易ではありませんので、公選法第15条第8項の規定（「人口に比例して」）のように厳密ではなく、「おおむね選挙人の数に比例して」と規定したものと考えられます。

現実に条例を制定する際には、選挙人名簿によって選挙人の数を算定して定数の配当を行うことが一般的だと思われ、選挙人名簿による選挙人の数と、現実に選挙権を有する選挙人の数とは必ずしも一致しないものであると思われ。しかし、「おおむね選挙人の数に比例」する範囲内であることが法の趣旨ですので、社会通念上の判断でその範囲内であれば、少々の食い違いは差し支えないと考えられます。

ただし、選挙人名簿調整時と条例の制定時の間で急激な情勢の変化（例えば集団入植者または集団離農等）により選挙人名簿に登録された者の数と、実態上の選挙権を有する者の数との間に著しいギャップを生じ、このため選挙人の数に「おおむね比例」しなくなると考えられる場合には、条例制定時の選挙権者を調査し、その結果確認された選挙人の数によって各選挙区において選挙すべき委員の定数の配当を行うのが妥当と考えられます（昭和35年3月14日付け自治庁選挙局長・農林省農林経済局長連名通知）。

農業委員選挙の手引き44～45ページ（（2）委員数の配当）参照

008 **New /**

**【質問】**

「農業委員会等に関する法律」第20条3項で「職員は、農業委員会が任免する」とありますが、一身上の都合により、時間的に農業委員会総会で議案として承認できない場合、どのようにすべきでしょうか。会長先決とし、後日、総会で報告することで処理できますか。

**【回答】**

農業委員会の職員の任免に関する事務を会長専決処理で行うことは可能と考えます。ただし、その場合は、あらかじめ農業委員会職員の任免に関する会長専決処理規程や申し合わせ等を農業委員会の決議を踏まえ定めておくことが必要と考えます。

009 **New /**

**【質問】**

農地法第3条での農作業従事日数はおおむね150日となっています。兼業農家の場合、農作物によっても従事日数が違ってくるとは思いますがおおむね何日が認められる日数でしょうか。(新・農地の法律がよく分かる百問百答の間13より)

**【回答】**

農作業の従事日数(農地法第3条第2項第4号)の判断基準は、農地等の権利を取得しようとする者又はその世帯員の当該農地等についての権利取得後におけるその経営に係る農作業に従事する日数が年間150日以上である場合において「農作業に常時従事する」と認めることとなっています(「農地法関係事務に係る処理基準について」平成12年6月1日付け農林水産事務次官通知)。

しかし、当該農作業に要する日数が年間150日未満であっても、当該農作業を行う必要がある限り農地等の権利を取得しようとする者又は世帯員が当該農作業に従事していれば、「農作業に常時従事する」と認められる(「農地法関係事務に係る処理基準について」平成12年6月1日付け農林水産事務次官通知)こととなり、特に、最低従事日数の制限はありません。

よって、必要な農作業に従事しているか否かの判断基準としては、栽培作物の生育期間等を考慮した上で、当該地域における農業経営の実態からみて農地等の権利を取得しようとする者又はその世帯員が必要な農作業に従事していると認められるか否かによるものと考えられます。

010 **New /**

**【質問】**

農業委員会委員選挙人の選挙権並びに被選挙権に関し、「生計の同一」の判断基準について教えてください。

**【回答】**

“生計を一にする”というのは、「各人の収入及び支出を共同に計算すること」と解されています(所得税法第2条第1項第31号)。

その判断については事実認定の問題であり、具体的に記された資料等はありませんが、例えば、各人の収入のもとで生活費や学費、療養費等が支出されている等、常に収入と支出が共有されており、日々の消費生活が営まれている場合が“生計を一”にしているものであると考えられます。

**【質問】**

農業委員会等に関する法律第8条第1項に選挙権、被選挙権の要件が書かれてあります。そこに10a以上の農地につき耕作の業務を営む者とありますが、この場合、実際に耕作をしていない農業経営者（同居の家族が耕作）は、選挙人名簿に登載できるのでしょうか。

あくまでも一つの例ですが、選挙委員が昨年11月にケガで入院し、すでに一年が経過しようとしております。今年1月の選挙人名簿登載は、入院前に収穫も終わっており、自らも耕作していたので名簿登載は可能ですが、来年1月の選挙人名簿は、1年間入院しているので、名簿登載は不可能でしょうか（今年の作付けは、特に利用権設定をしていないので、近所の方へ作業委託をされたと思われる）。入院していても経営をしていれば名簿登載は可能でしょうか。

全国農業会議所から出版されている「農業委員会の運営実務」の問19に被選挙権の喪失時期というのがあります。そこでは、小作地の返還により10a以上の面積要件に該当しなくなったとき、農業委員会が決定をし、通知を受けた時に失職することになっております。選挙人名簿登載が不可能な場合、選挙委員も失職となるのでしょうか。

**【回答】**

耕作の業務を営む者（以下、経営主）は、例えば入院をしている場合でも、引き続き当該経営を主宰しており、当該者のもとで残された同居の親族等が耕作をしていれば農業委員会法第8条第1項第1号に規定する経営主としてみなされますので、選挙権及び被選挙権を有します。

なお、経営主の同居の親族として選挙人名簿に登載されていた者の選挙権及び被選挙権については、経営主が別居（他市町村の病院に入院・老人ホームに入園、同一市町村内に生計を別）し、残された同居の親族が権利の設定なく引き続き耕作している場合は、選挙権及び被選挙権を失うこととなります。

ただし、農地法第6条第4項の規定によりその所有者の住所がその市町村の区域内にあるものとみなされた者の所有する農地につき、その者の配偶者またはその者と住居および生計を一にしていた2親等内の血族が当該農地につき引き続き耕作しているときに限り、それらの者のうち主として耕作している者が農業委員会法第8条第1項第1号に規定する耕作の業務を営む者に該当するとの見解があります（農業委員選挙の手引き 13ページ、18行目）。

**【質問】**

農業委員会が行う事務に対して手数料を徴収することができるのか否かを教えてください。

**【回答】**

農業委員会が行う事務に対する手数料徴収に関しては、全国農業会議所が以下の文書を発出しています。

農業委員会の行う事務に対する手数料徴収について

平成17年4月21日  
全国農業会議所  
農地構造対策部

農業委員会が行う事務に対する手数料徴収について、昭和42年4月12日付の農林省農地局管理部農地課長通達（千葉県農林部長からの照会に対する回答）で示された一般的な基準では、「農地法の許認可事務の一環である場合は手数料を徴収することはできない」とされていたが、平成11年の地方分権一括法による地方自治法の改正により、「農地法の許認可事務に関連した事項について農業委員会が証明等の事務を行う場合、当該事務についての手数料を徴収できる」との見解が示されている。詳細は、下記の通り。

記

1. 昭和42年4月12日付の農林省農地局管理部農地課長通達による一般的な基準

農地法の許認可事務に関連した事項について、農業委員会が証明等の事務を行う場合、農業委員会が当該事務について手数料を徴収できるか否かは、当該証明等の事務がいかなる目的のために行われるかによって判断すべきであり、一般的に次の基準によるべきである。

当該証明等の事務が明らかに農地法の許認可事務の一環であると認められる場合には、当該証明等の事務について手数料を徴収することはできない。

当該証明等の事務が明らかに農地法の許認可事務の一環ではないが、当該許認可事務と密接な関連を有する目的をもつものである場合には、当該証明等の事務について手数料を徴収することは好ましくない。

当該証明等の事務が農地法の許認可事務と関連を有しない目的のために行われる場合には、当該証明等の事務について手数料を徴収することは、農地行政の観点からは、差し支えない。

## 2. 地方分権一括法による「地方自治法」改正後の見解

平成11年の地方分権一括法による「地方自治法」の改正により、機関委任事務制度が廃止され、地方公共団体の処理する事務は、「自治事務」と「法定受託事務」に再構成されたが、いずれの事務であっても地方公共団体の事務として位置付けられることから、これらの事務に係る手数料については、全て条例で定めなければならないこととされ、地方公共団体は自らその実費等を勘案して手数料の額を定め、条例を制定し徴収することができることを基本とすることとされた。

また、手数料を徴収するのは、身分証明や公簿の閲覧のように特定個人が積極的利益を受けることが明らかな場合のみならず、営業許可、製品検査等一般には許可又は検査を受けなければ、営業を禁止され販売を制限されているような場合において、その禁止を解除する行為もまた、これにより、当該個人は反射的利益を受けられることになるので、特定個人のためにする事務として手数料を徴収するものされている。

以上のことから、農地法の許認可事務に関連した事項について農業委員会が証明等の事務を行う場合、当該事務についての手数を徴収できるものとする。

(根拠法 地方自治法第227条、第228条、参考資料 逐条 地方自治法(学陽書房))

## 3. 農業委員会の手数料徴収事務の内容

現在、農業委員会が手数料徴収を行っている証明等の事務としては、耕作証明、農地基本台帳搭載証明、農業従事者証明、農地転用受理証明、農地転用許可証明(市町村への権限移譲・農業委員会への事務委任が前提)、農地の贈与税・相続税に関する適格者証明、生産緑地に係る主たる従事者についての証明、などがある。